

内閣官房長官 松野 博一 様

**北朝鮮によるミサイル発射に関する
緊急要請**

令和4年11月

北海道

令和4年11月18日10時14分頃、北朝鮮が日本海に向けてミサイルを発射し、我が国の排他的経済水域内で、北海道渡島大島の西方約200キロメートルの日本海に落下したものと推定される。

今般のICBM級弾道ミサイルの発射は、我が国地域及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であり、本道の近海に落下させたことは、国民の安心安全、航空機や船舶の安全確保の観点からも極めて危険な行為である。

今年に入り北朝鮮によるミサイルの発射が頻発化し、3月には渡島半島の西方約150キロメートルに落下、10月4日には、本道にもJアラートが作動し、11月3日には新潟県などでもJアラートが作動するなど、これまでの弾道ミサイル等の度重なる発射も含め、一連の北朝鮮の行動は、我が国、地域および国際社会の平和と安全を脅かすものである。

特に今日落下したと推定される北海道渡島大島周辺は多くの漁船が操業する海域であり、断じて容認することはできない。

国においては、国連安保理の場も含め、米国、韓国を始め関係国との連携を強化し、我が国の平和と安全の確保に万全を期すこととしているところであり、今後、北朝鮮がこのような不測の事態も生じかねない暴挙を繰り返すことがないように、以下の事項に適切に対処していただくことを強く要請する。

記

- 1 北朝鮮により繰り返されるミサイルの発射は、国民の生命、身体、財産、我が国の領土・領海を脅かすことから、北朝鮮に自制を求める毅然とした外交交渉を推進すること。
- 2 ミサイルの飛来・着弾事態に備え、必要な情報の収集分析及び警戒監視に全力を挙げるとともに、より迅速かつ的確に情報を伝達するなど、国民の保護を最優先とし、万全の措置を講じること。
- 3 操業する漁船などの船舶や航行中の航空機に対し、引き続きミサイル発射に係る情報の迅速な伝達に努めるとともに、万が一、被害が及んだ場合には、責任を持って救済策を講じること。

令和4年11月18日

北海道知事 鈴木 直道